



■消費税インボイス制度の改正■

令和 5 年度税制改正によりインボイス制度の改正が行われましたが、主に免税事業者や小規模事業者向けの改正となっています。

1. 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となった場合の納税額を、課税売上に係る消費税額の 2 割とする負担軽減措置が導入されました。

	売上に係る消費税	仕入に係る消費税	納付税額
1. 本則(原則)課税	60 万円	20 万円(実額)	40 万円
2. 簡易課税(仮:第 5 種事業)	60 万円	30 万円(50%)	30 万円(50%)
3. 改正による負担軽減措置	60 万円	48 万円(80%)	12 万円(20%)

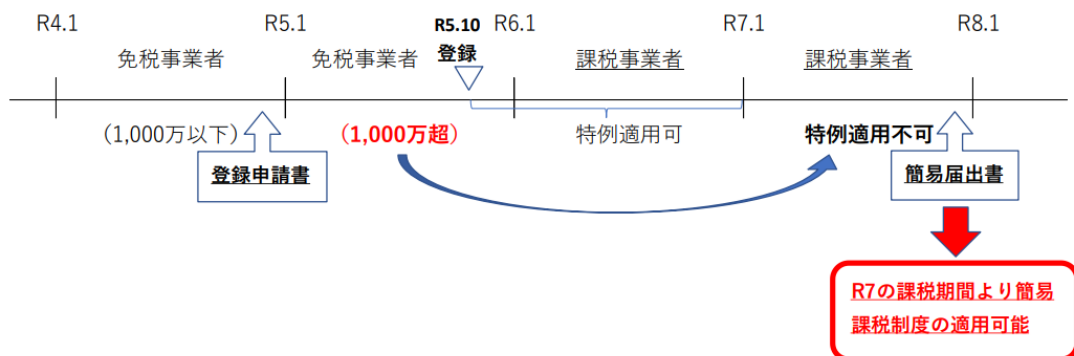
負担軽減措置は令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において適用されますが、その適用に当たっては事前の届出等は不要であり、申告時に選択適用することができます。簡易課税制度の適用がない場合は①本則課税と③負担軽減措置のいずれか有利な方法により申告を行い、簡易課税制度の適用がある場合には②簡易課税と③負担軽減措置のいずれか有利な方法により納税額を計算することができますが、実際の仕入税額や業種によっても有利不利が異なるものと思います。

また、負担軽減措置の適用期間であっても基準期間や特定期間、承継・新設、3 年縛り等による納税義務判定により課税事業者となる課税期間にあつては、負担軽減措置の適用を受けることができませんので、注意が必要です。

2. 簡易課税制度への移行措置

上記 1 の適用を受けたインボイス発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。通常、簡易課税制度は簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間からの適用となるため、その適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに提出する必要がありますが、例えば下記のような場合には、R7 年 末日までに届出書を提出することで R7 年から簡易課税制度の適用を受けることができます。

○基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合



(出典：財務省 インボイス制度の改正案に関する資料 一部改)

(出典 税務懇話会)